

国立大学法人和歌山大学教職員給与規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程 第 36 号
最終改正 令和 8年 3月 27日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 俸給には、俸給の調整額及び教職調整額を含む。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払方法)

第3条 給与は、教職員に、通貨で直接その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項ただし書に基づく協定による場合は、給与から法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(給与の支給)

第4条 俸給は、毎月1回、その月の月額を全額を支給する。俸給の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が休日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるとき 18日

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

第5条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務

教職員給与規程

時間等規程」という。)第9条第1項に規定する休日(ただし、その日に勤務を命じられ、勤務時間等規程第10条の規定により振り替えられ若しくはその代休とされた場合は、当該振替日若しくは代休日)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前項の規定は、月の途中において次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。
 - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則第3条及び第10条により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 自己啓発等休業(国立大学法人和歌山大学自己啓発等休業細則第2条第3項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
 - (5) 配偶者同行休業(国立大学法人和歌山大学教職員配偶者同行休業細則第2条第2項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- 6 管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、地域手当及び広域異動手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、管理職手当及び主幹教諭手当は、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第33条第1項の場合を除く。)は支給することができない。
- 7 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、給与の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 8 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に俸給の支給に準じて支給する。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。
 - (1) 俸給の支給定日までに給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給できないときは、その日後に支給することができる。
 - (2) 教職員が、出張、休暇、欠勤等により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給することができない。
- 9 教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当及び管理教職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給与の支給定日に支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、別段の定めがある場合を除き、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給月額)

第7条 俸給月額は、次条の俸給表に定める級及び号俸に基づくものとする。

(俸給表の種類)

第8条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職俸給表(別表第1)

- イ 一般職俸給表（一）
- ロ 一般職俸給表（二）
- (2) 教育職俸給表（別表第2）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
 - ハ 教育職俸給表（三）
- (3) 医療職俸給表（別表第3）
 - イ 医療職俸給表（一）
 - ロ 医療職俸給表（二）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類する。

（初任給）

第9条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第10条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第11条 就業規則第34条の2又は第36条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第12条 教職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの）にあつては、3号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員にあつては、57歳）を超える教職員

(2) 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行うこととする。

（俸給の調整額）

第13条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の重度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適

教職員給与規程

当でない認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第4の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 教職員の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額（その額が俸給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、俸給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（別表第5の2に掲げる額）とする。）にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（教職調整額）

第14条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教育学部附属小学校（以下「小学校」という。）、教育学部附属中学校（以下「中学校」という。）又は教育学部附属特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に所属する教員のうちその職務の級が教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の2級又は1級である者には、その者の俸給月額 100 分の 10 に相当する額を教職調整額として支給する。

第3章 諸手当

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める教職員（以下「管理教職員」という。）に支給する。

- 2 前項の管理教職員の範囲については、別表第6に掲げる職にある者とし、管理職手当の月額、同表に定める職に応じた額とする。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

（初任給調整手当）

第16条 キャンパスライフ・健康支援センターに勤務する教員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教員であつて、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、採用等の日以後の期間に応じて、別表第7に定める額を、第一種初任給調整手当として支給する。

- 2 俸給月額及び俸給月額に対する地域手当の合計額が、その在勤する地域における最低賃金額を下回る教職員には、その差額を第二種初任給調整手当として支給する。

（義務教育等教員特別手当）

第17条 小学校、中学校又は特別支援学校（以下「附属学校」という。）に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第8に掲げる額とする。

（主幹教諭手当）

第17条の2 主幹教諭手当は、附属学校の主幹教諭に支給する。

- 2 主幹教諭手当の月額は、 $18,000$ 円とする。

（地域手当）

第18条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次項に支給割合の定めのある地域に在勤する教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、俸給、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 和歌山県和歌山市 100分の4
 - (2) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）及び人事院規則に級地の区分及び割合の定めのある地域 給与法及び人事院規則で定める割合
 - 3 第1項に規定する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合（当該異動又は移転の日の前日に勤務していた地域に引き続き6か月を超えて勤務していた場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動等後の支給割合」という。）が異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は同項に定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず当該異動等の日から3年を経過するまでの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。ただし、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となる時は、その以下となる日の前日までの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。
 - (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間
異動等前の支給割合による地域手当
ただし、異動等前の支給割合が、異動等後の規定の変更により、異動等の日の前日における異動等前の支給割合を超えた場合は、異動等の日の前日における異動等前の支給割合による。次号及び第3号において同じ。
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合の地域手当
 - (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合の地域手当
 - 4 国立大学法人和歌山大学退職手当規程第11条第1項、同条第2項及び同規程第12条の規定により在職期間が通算されることとなる者並びに同規程第11条第6項の規定により教職員としての在職期間がなかったものとみなされる者（人事交流等により教職員となった者に限る。以下この条及び次条において「人事交流者等」という。）には、採用を前項における異動等とみなし、前項に準じて地域手当を支給する。ただし、採用の日の前日に受けていた地域手当の支給割合が、採用の日の前日に勤務していた地域に係る第2項に定める割合に達しない場合は、採用の日の前日に受けていた地域手当の支給割合を異動等前の支給割合とみなす。
 - 5 本学が人事交流者等の出向を受け入れた場合に、出向元機関との協定により当該出向教職員の地域手当について別段の定めをした場合は、前項の規定にかかわらず、当該協定に定める地域手当を支給する。

（広域異動手当）
- 第18条の2 教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と

教職員給与規程

当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事業所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該教職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流者等には、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの）にあっては、3,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（別に定める教職員を除く。）
- (2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって徒歩により通勤するものとした場

教職員給与規程

合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
 (2) 前項第2号に掲げる教職員 次の表の自動車等の使用距離欄に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表の支給額欄に定める額

自動車等の使用距離	支給額
片道5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
片道100キロメートル以上	66,400円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は事業所

の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）。

（２） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、採用直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（別に定める教職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額

（２） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月に支給する。

8 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

（単身赴任手当）

第22条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転

教職員給与規程

の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円に、別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じ、次の各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 新たに教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、採用直前の住居から採用直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、附属学校に所属する教員で職務の級が教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規程第9条に規定する休日(次号及び第5号において「休日」という。)に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の各号に定める額とする。

(1) 前項第1号イの業務 8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)

(2) 前項第1号ロ及びハの業務 7,500円

(3) 前項第2号及び第3号の業務 5,100円

(4) 前項第4号の業務 2,700円

(5) 前項第5号の業務 900円

(教育実習等指導手当)

第24条 教育実習等指導手当は、附属学校に所属する教員が、教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(多学年学級担当手当)

第25条 多学年学級担当は、小学校の2以上の学年の児童で編成されている学級を担当する教諭で次に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

(1) 2以上の学年の児童で編成されている学級における担当時間数とその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(2) 2以上の学年の児童で編成されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき290円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第26条 教育業務連絡指導手当は、附属学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の各号に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1) 小学校 教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任

(2) 中学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任

(3) 特別支援学校 教務主任、生徒指導主事、高等部進路指導主事、研究主任及び教育実習主任

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(入試手当)

第26条の2 入試手当は、教育職俸給表(一)の適用を受ける教員が学部及び学部等連係課程実施組織(以下「学環」という。)並びに大学院の入学試験の問題作成、採点等の入学試験関連業務を行ったときに支給する。ただし、第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教員には支給しない。

2 前項の手当の額は、別表第8の2に掲げる業務の区分に応じ、当該別表に定める額とする。

(超過勤務手当)

教職員給与規程

第27条 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる日を除く。）に勤務することを命じられた教職員には、同規程第3条に規定する所定の勤務時間以上の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間（以下この項及び次項並びに次条第2項において「超過勤務に従事した時間」という。）及び勤務時間等規程第9条に規定する休日（同規程第10条の規定により休日が振り替えられ又は代休となった日を含む。）において勤務した時間（勤務時間等規程第9条第2項に規定する法定休日に勤務した時間を除く。以下次条第2項及び第3項において「休日勤務に従事した時間」という。）の合計が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて超過勤務に従事した時間の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて超過勤務に従事した時間の全時数のうち当該代替休暇の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、前項の規定は適用しない。

4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定に基づき管理職手当を支給される教職員には、超過勤務手当を支給しない。

5 第1項及び第2項に規定する勤務時間1時間につき支給する額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

6 第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び主幹教諭手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

7 第1項から第3項、第5項及び第6項の規定によるもののほか、当該勤務が、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間数で除した額）に第1項及び第3項に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。この場合、端数については、第5項の規定を準用する。

（休日手当）

第28条 勤務時間等規程第9条に規定する休日において、勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、前条第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を休日手当として支給する。

2 超過勤務に従事した時間及び休日勤務に従事した時間の合計が1箇月について60時間

を超えた教職員には、その60時間を超えて休日勤務に従事した時間の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に掲げる割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を休日手当として支給する。

- 3 勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて休日勤務に従事した時間の全時間のうち当該代替休暇の指定に代えられた休日手当の支給に係る時数に対しては、前項の規定は適用しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定に基づき管理職手当を支給される教職員には、休日手当を支給しない。
- 5 前条第5項の規定は、第1項及び第2項の手当額の算出に準用する。
- 6 第1項から第3項及び第5項の規定によるもののほか、当該勤務が、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間数で除した額）に100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を加算するものとする。この場合、端数については、第5項の規定を準用する。

（管理教職員特別勤務手当）

第29条 管理教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第9条に規定する休日（同規程第10条の規定により休日が振り替えられ又は代休となった日を含む。次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該教職員には管理教職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には管理教職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理教職員特別勤務手当の額は、第1項の規定による勤務1回につき別表第9に、前項の規定による勤務1回につき別表第9の2に定める額とする。
- 4 第1項の勤務をした後引き続いて第2項の勤務をした場合、および第2項の勤務をした後引き続いて第1項の勤務をした場合は、管理教職員には、第2項の規程による管理教職員特別勤務手当は支給しない。この場合、管理教職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。

（期末手当）

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、支給する。これらの基準日前1か月以内に退職又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる支給月ごとに、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた別表第10に定める割合を乗じて得た額とする。

教職員給与規程

支給月	支給割合
6月	126.25/100 (特定幹部教職員にあつては106.25/100)
12月	126.25/100 (特定幹部教職員にあつては106.25/100)

備考 特定幹部教職員とは、管理職手当の支給区分がI種の教職員をいう。以下同じ。

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職又は死亡した教職員にあつては、退職又は死亡した日現在。附則第5項第5号において同じ。）において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 職務上の役職段階、職務の級等を考慮して別表第11で定める教職員にあつては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 管理又は監督の地位にある教職員にあつては、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給月額に別表第12で定める教職員の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、基準日に在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。基準日前1か月以内に退職又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教職員の勤務成績に応じて別に定める成績率及び基準日以前6か月以内の期間における教職員の勤務期間に応じた別表第13に定める期間率を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在（退職又は死亡した教職員にあつては、退職又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に次の表の左欄に掲げる支給月ごとに、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

支給月	割合
6月	106.25/100 (特定幹部教職員にあつては126.25/100)
12月	106.25/100 (特定幹部教職員にあつては126.25/100)

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第30条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(事業実施手当)

第32条 前条までに規定する場合のほか、本学が実施する収益を伴う事業又は他の機関から実施を委託された事業に基づく業務に従事したときは、事業実施手当を支給することが

できる。

- 2 前項の手当の額は、事業毎に収益又は委託経費の範囲内で別に定める。

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第33条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労災保険法第14条による休業補償給付又は同法第22条の2による休業給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、就業規則第14条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。

- 3 教職員が前2項以外の就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給等のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 教職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 教職員が就業規則第13条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

- 6 教職員が就業規則第13条第1項第4号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

- 7 教職員が就業規則第13条第1項第6号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

- 8 就業規則第13条の規定により休職にされた教職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

- 9 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する教職員が、当該各号に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職又は死亡したときは、同項の規定により、第4条第2項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

(給与の減額)

第34条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇である場合、勤務時間等規程第9条に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、次項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

教職員給与規程

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第35条 前条の規定による場合のほか、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である教職員のうち、他の教職員に感染のおそれが高いと認められる教職員についてやむを得ないと認める場合に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 俸給の半額を減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額は、当該半減後の額とする。

（クロス・アポイントメント制度が適用される教職員の給与）

第36条 国立大学法人和歌山大学クロス・アポイントメント制度に関する規程に基づきクロス・アポイントメント制度を適用する教職員の給与の取扱いについては、前条までの規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定する。

第5章 規則の実施

（雑則）

第37条 教職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については、必要に応じ、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、本規程の別表第1から第6に定める俸給表の月額及び手当の額は国家公務員の例に準拠するものとし、改訂があった場合は、それらの改訂についても同様とする。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条に規定する教職員のうち、大学の成立する日（以下「成立日」という。）において引き続き大学の教職員となった者（以下「承継職員」という。）であつて、成立日の前日において和歌山大学長から給与法第11条（扶養手当）、第11条の9（住居手当）、第12条（通勤手当）又は第12条の2（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第19条（扶養手当）、第20条（住居手当）、第21条（通勤手当）又は第22条（単身赴任手当）の規定による認定があつたものとみなす。
- 4 成立日に退職し、同日に、国立大学法人和歌山大学教職員退職手当規程第11条に規定する国等の機関又は同規程第12条に規定する他の国立大学法人等に採用される者については、第5条第2項の規定にかかわらず、退職の日の俸給は支給しない。
- 5 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で

あつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。) に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定教職員の俸給月額(当該特定教職員が第35条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低号俸の俸給月額(当該特定教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第7項及び第8項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定教職員の俸給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第7項において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (4) 広域異動手当 当該特定教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (5) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に同条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する各支給月における支給割合(この号において「期別支給割合」という。)を乗じて得た額に、同項に定めるその者の在職期間に応じた別表第10に定める割合(この号において「在職期間率割合」という。)を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に同条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、期別支給割合を乗じて得た額に、在職期間率割合を乗じて得た額)
- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第31条第4

教職員給与規程

項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に第30条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項に規定する成績率(以下この号において「成績率」という。)及び同項に定めるその者の在職期間に応じた別表第13に定める割合(この号において「期間率」という。)を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に第30条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、成績率及び期間率を乗じて得た額)

(7) 第33条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第33条第1項 前各号に定める額

ロ 第33条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第33条第4項 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第23条第5項、第6項又は第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第33条第9項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸給表	職務の級
一般職俸給表(一)	6級
教育職俸給表(一)	5級
教育職俸給表(二)	3級
教育職俸給表(三)	3級
医療職俸給表(一)	6級
医療職俸給表(二)	6級

6 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準ずる。

7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、各条の規定にかかわらず、各条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので

除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

8 附則第5項の規定が適用される間、第31条第2項後段に定める額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、同項後段に掲げる教職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部教職員にあつては100分の1.575）、12月に支給する場合においては100分の1.425（特定幹部教職員にあつては100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85（特定幹部教職員にあつては100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部教職員にあつては100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

9 当分の間、第37条の規定による別段の定めのない場合においては、給与法、人事院規則及び給与関係通知（以下「給与関係法令等」という。）（給与関係法令等に規定のない場合においては、この規程の施行の日の前日における給与関係法令等）の例に準じて実施するものとする。

附 則（平成16年8月26日一部改正：法人和歌山大学規程第329号）

この改正規程は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第437号）

この改正規程は、平成17年6月23日から施行する。

附 則（平成17年7月22日一部改正：法人和歌山大学規程第442号）

この改正規程は、平成17年7月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第461号）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額（給与規程別表第2ロの備考（二）又はハの備考（二）の規定の適用を受ける教員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において同じ。）を受けていた教職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{施行日におけるその者の} \\
 \text{属する職務の級における} \\
 \text{最高の号俸とその1号俸} \\
 \text{下位の号俸との差額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{その者の施行日の} \\
 \text{前日における俸給} \\
 \text{月額（以下「旧俸} \\
 \text{給月額」とい} \\
 \text{う。）}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{l}
 \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の} \\
 \text{級における最高の号俸とその1号俸下位の号} \\
 \text{俸との差額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{施行日の前日にお} \\
 \text{けるその者の属す} \\
 \text{る職務の級におけ} \\
 \text{る最高の号俸の額}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{施行日におけるその者の} \\
 \text{属する職務の級における} \\
 \text{最高の号俸の額}
 \end{array}
 }$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の給与規程第12条第1項第3号ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。
- 4 施行日前に職務の級を異にして異勤した教職員及びこれに準ずる教職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。
- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の給与規程第30条第2項から第5項まで、第32条第2項及び第3項若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項から第7項若しくは第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに教職員となった者にあつては、その新たに教職員となった日）において教職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第22条第2項第1号から第8号に規定する加算額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間等がある教職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）に準じて実施するものとする。

附 則（平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第462号）

 - 1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
 - 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
 - 3 切替日の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する教職員を除き、旧級、切替

日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 4 第2項後段の規定により新級を決定される教職員（次項に規定する教職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて学長が定める号俸とする。
- 5 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた教職員の切替日における号俸は、俸給月額及び経過期間に応じて学長が定める号俸とする。
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなくてはならない。
- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる教職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額（給与規程附則第5項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に相当する額を俸給として支給する。

(1) 平成21年12月1日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外のものである教職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 100分の99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（三）	1級	1号俸から52号俸まで

教職員給与規程

	2級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する給与規程第14条、第15条第3項、第30条第5項（給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第34条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第462号）附則第8項、同第9項又は同第10項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第12条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）に準じて実施するものとする。

附則別表第1 職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	
	7級	4級
	8級	5級
	9級	6級
		7級

	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
一般職俸給表 (二)	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
教育職俸給表 (一)	5 級	5 級
		6 級

附則別表第 2

イ 一般職俸給表 (一) の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	新号俸									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14

教職員給与規程

	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				

	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	新 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1

教職員給与規程

	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42

教職員給与規程

	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		

教職員給与規程

	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1	1
	12月以上	13	13	13	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1	1
	12月以上	17	17	17	9	1	1
6	3月未満	17	17	17	9	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4	1
	12月以上	21	21	21	13	5	1
7	3月未満	21	21	21	13	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8	1
	12月以上	25	25	25	17	9	1
8	3月未満	25	25	25	17	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10	1

教職員給与規程

	6月以上9月未満	27	27	27	19	11	1
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12	1
	12月以上	29	29	29	21	13	1
9	3月未満	29	29	29	21	13	1
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14	1
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15	1
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16	1
	12月以上	33	33	33	25	17	1
10	3月未満	33	33	33	25	17	1
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18	1
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19	1
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20	1
	12月以上	37	37	37	29	21	1
11	3月未満	37	37	37	29	21	1
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22	1
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23	1
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24	1
	12月以上	41	41	41	33	25	1
12	3月未満	41	41	41	33	25	1
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26	1
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27	1
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28	1
	12月以上	45	45	45	37	29	1
13	3月未満	45	45	45	37	29	1
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30	1
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32	1
	12月以上	49	49	49	41	33	1
14	3月未満	49	49	49	41	33	1
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34	1
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36	1
	12月以上	53	53	53	45	37	1
15	3月未満	53	53	53	45	37	1
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38	1
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40	1
	12月以上	57	57	57	49	41	1
16	3月未満	57	57	57	49	41	1
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42	1
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44	1
	12月以上	61	61	61	53	45	1
17	3月未満	61	61	61	53	45	1
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46	1
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47	1
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48	1
	12月以上	65	65	65	57	49	1
18	3月未満	65	65	65	57	49	1
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50	1
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51	1
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52	1
	12月以上	69	69	69	61	53	1
19	3月未満	69	69	69	61	53	1
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54	1
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55	1
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56	1
	12月以上	73	73	73	65	57	1
20	3月未満	73	73	73	65	57	1
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58	2
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59	3
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60	4
	12月以上	77	77	77	69	61	5
21	3月未満	77	77	77	69	61	5
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62	6

教職員給与規程

	6月以上9月未満	79	79	79	71	63	7
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64	8
	12月以上	81	81	81	73	65	9
22	3月未満	81	81	81	73	65	9
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66	9
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67	10
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68	10
	12月以上	85	85	85	77	69	11
23	3月未満	85	85	85	77	69	11
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70	11
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71	12
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72	12
	12月以上	89	89	89	81	73	13
24	3月未満	89	89	89	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	84		
	12月以上	93	93	93	85		
25	3月未満	93	93	93	85		
	3月以上6月未満	94	94	94	86		
	6月以上9月未満	95	95	95	87		
	9月以上12月未満	96	96	96	88		
	12月以上	97	97	97	89		
26	3月未満	97	97	97	89		
	3月以上6月未満	98	98	98	90		
	6月以上9月未満	99	99	99	91		
	9月以上12月未満	100	100	100	92		
	12月以上	101	101	101	93		
27	3月未満	101	101	101			
	3月以上6月未満	102	102	102			
	6月以上9月未満	103	103	103			
	9月以上12月未満	104	104	104			
	12月以上	105	105	105			
28	3月未満	105	105	105			
	3月以上6月未満	106	106	106			
	6月以上9月未満	107	107	107			
	9月以上12月未満	108	108	108			
	12月以上	109	109	109			
29	3月未満	109	109				
	3月以上6月未満	110	110				
	6月以上9月未満	111	111				
	9月以上12月未満	112	112				
	12月以上	113	113				
30	3月未満	113	113				
	3月以上6月未満	114	114				
	6月以上9月未満	115	115				
	9月以上12月未満	116	116				
	12月以上	117	117				
31	3月未満	117	117				
	3月以上6月未満	118	118				
	6月以上9月未満	119	119				
	9月以上12月未満	120	120				
	12月以上	121	121				
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	122	122				
	6月以上9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				
34	3月未満	129	129				
	3月以上6月未満	130	130				

	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				

二 教育職俸給表（二）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	1	1
	6月以上9月未満		7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	1	1
	12月以上		9	9	1	1
4	3月未満		9	9	1	1
	3月以上6月未満		10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	4	1
	12月以上		13	13	5	1
5	3月未満		13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	8	1
	12月以上		17	17	9	1
6	3月未満		17	17	9	1
	3月以上6月未満		18	18	10	2
	6月以上9月未満		19	19	11	3
	9月以上12月未満		20	20	12	4
	12月以上		21	21	13	5
7	3月未満		21	21	13	5
	3月以上6月未満		22	22	14	6
	6月以上9月未満		23	23	15	7
	9月以上12月未満		24	24	16	8
	12月以上		25	25	17	9
8	3月未満		25	25	17	9
	3月以上6月未満		26	26	18	10

教職員給与規程

	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	

	6月以上9月未滿	79	79	71	
	9月以上12月未滿	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89		
	3月以上6月未滿	90	90		
	6月以上9月未滿	91	91		
	9月以上12月未滿	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	126	126		
	6月以上9月未滿	127	127		
	9月以上12月未滿	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未滿	129			
	3月以上6月未滿	130			

教職員給与規程

	6月以上9月未満	131		
	9月以上12月未満	132		
	12月以上	133		
35	3月未満	133		
	3月以上6月未満	134		
	6月以上9月未満	135		
	9月以上12月未満	136		
	12月以上	137		
36	3月未満	137		
	3月以上6月未満	138		
	6月以上9月未満	139		
	9月以上12月未満	140		
	12月以上	141		
37	3月未満	141		
	3月以上6月未満	142		
	6月以上9月未満	143		
	9月以上12月未満	144		
	12月以上	145		
38	3月未満	145		
	3月以上6月未満	146		
	6月以上9月未満	147		
	9月以上12月未満	148		
	12月以上	149		
39	3月未満	149		
	3月以上6月未満	150		
	6月以上9月未満	151		
	9月以上12月未満	152		
	12月以上	153		
40	3月未満	153		
	3月以上6月未満	153		
	6月以上9月未満	153		
	9月以上12月未満	153		
	12月以上	153		

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	新号俸			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2

教職員給与規程

	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	

教職員給与規程

	6月以上9月未満	71	71	67
	9月以上12月未満	72	72	68
	12月以上	73	73	69
20	3月未満	73	73	69
	3月以上6月未満	74	74	70
	6月以上9月未満	75	75	71
	9月以上12月未満	76	76	72
	12月以上	77	77	73
21	3月未満	77	77	73
	3月以上6月未満	78	78	74
	6月以上9月未満	79	79	75
	9月以上12月未満	80	80	76
	12月以上	81	81	77
22	3月未満	81	81	77
	3月以上6月未満	82	82	78
	6月以上9月未満	83	83	79
	9月以上12月未満	84	84	80
	12月以上	85	85	81
23	3月未満	85	85	81
	3月以上6月未満	86	86	82
	6月以上9月未満	87	87	83
	9月以上12月未満	88	88	84
	12月以上	89	89	85
24	3月未満	89	89	85
	3月以上6月未満	90	90	86
	6月以上9月未満	91	91	87
	9月以上12月未満	92	92	88
	12月以上	93	93	89
25	3月未満	93	93	89
	3月以上6月未満	94	94	90
	6月以上9月未満	95	95	91
	9月以上12月未満	96	96	92
	12月以上	97	97	93
26	3月未満	97	97	93
	3月以上6月未満	98	98	93
	6月以上9月未満	99	99	93
	9月以上12月未満	100	100	93
	12月以上	101	101	93
27	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3月未満	109	109	
	3月以上6月未満	110	110	
	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
	12月以上	113	113	
30	3月未満	113	113	
	3月以上6月未満	114	114	
	6月以上9月未満	115	115	
	9月以上12月未満	116	116	
	12月以上	117	117	
31	3月未満	117	117	
	3月以上6月未満	118	118	
	6月以上9月未満	119	119	
	9月以上12月未満	120	120	
	12月以上	121	121	
32	3月未満	121	121	
	3月以上6月未満	122	122	

	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		1			1	1	1	1	1
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5

教職員給与規程

8	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
10	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
11	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
12	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
13	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
14	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
15	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
16	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
17	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	37
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	37
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	37
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	37
18	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	37
	3月未満	65	65	65	61	57	53	49	37
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50	37
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51	37
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52	37
19	12月以上	69	69	69	65	61	57	53	37
	3月未満	69	69	69	65	61	57	53	37
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54	37
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55	37
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56	37
20	12月以上	73	73	73	69	65	61	57	37
	3月未満	73	73	73	69	65	61	57	37
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	58	37
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	59	37
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	60	37
21	12月以上	77	77	77	73	69	65	61	37
	3月未満	77	77	77	73	69	65	61	37

21	3月以上6月未満	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
22	3月未満	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76		
23	12月以上	85	85	85	81	77		
	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80		
24	12月以上	85	89	89	85	81		
	3月未満		89	89	85			
	3月以上6月未満		90	90	86			
	6月以上9月未満		91	91	87			
	9月以上12月未満		92	92	88			
25	12月以上		93	93	89			
	3月未満		93	93	89			
	3月以上6月未満		94	94	90			
	6月以上9月未満		95	95	91			
	9月以上12月未満		96	96	92			
26	12月以上		97	97	93			
	3月未満		97	97	93			
	3月以上6月未満		98	98	94			
	6月以上9月未満		99	99	95			
	9月以上12月未満		100	100	96			
27	12月以上		101	101	97			
	3月未満		101	101	97			
	3月以上6月未満		102	102	98			
	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
28	12月以上		105	105	101			
	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
29	12月以上		105	109				
	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
30	12月以上			113				
	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
12月以上			113					

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	新 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3月未満	5	5	5	1	1	1	1	

教職員給与規程

3	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
5	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
6	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
7	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
8	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
9	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
10	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
11	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
12	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
13	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
14	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
15	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
	3月未満	57	57	57	53	49	45	41

教職員給与規程

16	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
18	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
19	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
20	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
	3月未満	73	73	73	69	65	61	57
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	58
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	59
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	60
21	12月以上	77	77	77	73	69	65	61
	3月未満	77	77	77	73	69	65	61
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	62
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	63
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	64
22	12月以上	81	81	81	77	73	69	65
	3月未満	81	81	81	77	73	69	65
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	70	66
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	71	67
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	72	68
23	12月以上	85	85	85	81	77	73	69
	3月未満	85	85	85	81	77	73	69
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	74	70
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	75	71
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	76	72
24	12月以上	89	89	89	85	81	77	73
	3月未満	89	89	89	85	81	77	73
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82	78	74
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	79	75
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	80	76
25	12月以上	93	93	93	89	85	81	77
	3月未満	93	93	93	89	85	81	77
	3月以上6月未満	94	94	94	90	86	82	78
	6月以上9月未満	95	95	95	91	87	83	79
	9月以上12月未満	96	96	96	92	88	84	80
26	12月以上	97	97	97	93	89	85	81
	3月未満	97	97	97	93	89	85	81
	3月以上6月未満	98	98	98	94	90	86	82
	6月以上9月未満	99	99	99	95	91	87	83
	9月以上12月未満	100	100	100	96	92	88	84
27	12月以上	101	101	101	97	93	89	85
	3月未満	101	101	101	97	93	89	85
	3月以上6月未満	102	102	102	98	94	90	86
	6月以上9月未満	103	103	103	99	95	91	87
	9月以上12月未満	104	104	104	100	96	92	88
28	12月以上	105	105	105	101	97	93	89
	3月未満	105	105	105	101	97	93	89
	3月以上6月未満	106	106	106	102	98	94	90
	6月以上9月未満	107	107	107	103	99	95	91
	9月以上12月未満	108	108	108	104	100	96	92
	12月以上	109	109	109	105	101	97	93
	3月未満	109	109	109	105	101	97	93

教職員給与規程

29	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
31	12月以上	117	117	117				
	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
32	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
33	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
	3月未満	125	125					
34	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
35	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
36	12月以上	133	133					
	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
37	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
38	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
	3月未満	141	141					
39	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
40	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
41	12月以上	149	149					
	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
42	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
43	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
	3月未満	157						
44	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附 則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第476号）

- 1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第13条の規定により俸給の調整を行う職を占める教職員（次項において「俸給の調整額適用教職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規程による改正後の第13条第3項の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き俸給の調整額適用教職員（第3号に該当する教職員を除く。）である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用教職員となった教職員（次号に該当する教職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。）
施行日の前日に新たに俸給の調整額適用教職員になったとした場合に国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第462号）の規定による改正前の給与規程の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規程による改正前の給与規程（次号において「改正前の規程」という。）第13条第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに俸給の調整額適用教職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに俸給の調整額適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の規程第13条第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。
 - イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合
 - ロ 初任給基準異動をした場合
 - ハ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合
 - ニ 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合
 - (4) 施行日以後に、国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者その他これらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員

教職員給与規程

当該教職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける教職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）及び関係法令に準じて実施するものとする。

附 則（平成18年9月26日一部改正：法人和歌山大学規程第530号）

この改正規程は、平成18年9月26日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第574号）

- 1 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 給与規程第15条の規定により管理職手当の支給される教職員のうち、この規程による改正後の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「新規程」という。）第15条の規定による管理職手当の支給額が改正前の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「旧規程」という。）による支給額に達しないこととなる教職員（引き続き同一の職に在職する場合（期間満了後、引き続き再任された場合を除く。）に限る。）には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と旧規程による支給額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで100分の25
- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規程第18条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 4 新規程第18条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平成19年12月27日一部改正：法人和歌山大学規程第709号）

- 1 この改正規程は、平成19年12月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第31条第2項の改正規定は、同年12月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、学長の定める教職員の、この規程による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、学長の定めるところによる。
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日

から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）及び関係法令に準じて実施するものとする。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第734号）
この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月25日一部改正：法人和歌山大学規程第808号）
この改正規程は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月4日一部改正：法人和歌山大学規程第863号）
この改正規程は、平成20年8月4日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成20年10月7日一部改正：法人和歌山大学規程第876号）
この改正規程は、平成20年10月15日から施行する。

附 則（平成21年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第897号）
この改正規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第912号）
この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月12日一部改正：法人和歌山大学規程第930号）
この改正規程は、平成21年6月12日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第973号）
この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第996号）
この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1145号）
この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1155号）

1 この改正規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、別表第8の2の改正は、同年4月1日から適用する。また、改正後の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第30条第2項及び第31条第2項並びに附則第8項の規定の平成22年12月における適用については、第30条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第31条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、附則第8項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

2 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

3 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において給与規程第12条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があ

教職員給与規程

ると認められる教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 4 国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則第15条に規定する育児短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、育休細則第16条の規定により読み替えられた、勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を、同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1316号）

- 1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第15条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、この規程による改正後の給与規程第15条の規定による管理職手当の支給額が改正前の給与規程（以下「旧規程」という。）による支給額に達しないこととなる教職員（引き続き同一の職に在職する場合に限る。）には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と旧規程による支給額の差額に相当する額を管理職手当として支給する。
- 3 平成24年4月1日において、当該教職員の年齢並びに平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第12条の規定による昇給その他の号俸決定の状況（以下この項から附則第5項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものと認められる教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日において、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1337号）

- 1 この改正規程は、平成24年7月1日から施行する。ただし、教育職俸給表（二）および教育職俸給表（三）を適用する教職員については、附則第2項、第6項から第9項を平成25年9月1日から適用し、附則第3項から第5項は適用しない。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下この項から附則第9項において「特例期間」という。）においては、教職員に対する俸給月額（法人和歌山大学規程第462号附則第8項から同第10項の規定による俸給の額を含み、当該教職員が国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第35条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同各項の規定による俸給を含む。）をいう。以下この項から附則第9項において同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下この項から附則第9項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する

額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
教育職俸給表(三)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 主幹教諭手当 当該教職員の主幹教諭手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該教職員の管理職手当及び主幹教諭手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 広域異動手当 当該教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該教職員の管理職手当及び主幹教諭手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (5) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77（平成24年12月支給及び平成25年12月支給の期末手当に限り100分の5）を乗じて得た額
 - (6) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77（平成24年12月支給及び平成25年12月支給の勤勉手当に限り100分の5）を乗じて得た額
 - (7) 給与規程第33条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与当該教職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 給与規程第33条第1項 附則第2項及び前各号に定める額
 - ロ 給与規程第33条第2項又は第3項 附則第2項及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 給与規程第33条第4項 附則第2項並びに第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 給与規程第33条第5項、第6項又は第7項 附則第2項及び第3号から第5号ま

教職員給与規程

で定める額に、同各項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 給与規程第33条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

- 4 特例期間においては、給与規程第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同各条の規定にかかわらず、同各条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、給与規程附則第5項の規定の適用を受ける教職員に対する附則第2項、同第3項第1号、同項第3号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、同第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第5項第1号に定める額を減じた額に」と、同第3項第1号中「、管理職手当の月額に」とあるのは「、管理職手当の月額から給与規程附則第5項第2号に定める額を減じた額に」と、同第3号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第5項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第4号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から給与規程附則第5項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第5号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第5項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第6号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第5項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第7号イ中「附則第2項及び前各号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「附則第2項及び第3号から第5号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項及び第3号から第5号」と、同号ハ中「附則第2項並びに第3号及び第4号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項並びに第3号及び第4号」と、同号ホ中「第5号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第5号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第7号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 教育職俸給表（二）および教育職俸給表（三）を適用する教職員については、特例期間においては、給与規程第33条第1項から第7項に基づき支給される給与に当たっては、次の各号に掲げる規定による給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - （1）給与規程第33条第1項 附則第2項に定める額
 - （2）給与規程第33条第2項又は第3項 附則第2項に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - （3）給与規程第33条第4項 附則第2項に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - （4）給与規程第33条第5項、第6項又は第7項 附則第2項に定める額に、同各項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 教育職俸給表（二）および教育職俸給表（三）を適用する教職員については、特例期間においては給与規程第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同各条の規定にかかわらず、同各条の規定により算出した給与額から、俸給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 8 教育職俸給表（二）および教育職俸給表（三）を適用する教職員については、特例期間においては、給与規程附則第5項の規定の適用を受ける教職員に対する附則第2項、同第6項並びに前項の規定の適用については、同第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第5項第1号に定める額を減じた額に」と、同第6項各号中「附則第2項」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えられた附則第2項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第7項の規定により給与額から

減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 9 附則第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年10月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1350号）
この改正規程は平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1356号）
この改正規程は平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1393号）
この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1440号）
この改正規程は平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1445号）
この改正規程は平成25年12月1日から施行する。ただし、第12条第3項、第23条第1項第5号、第23条第2項及び附則（平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第462号）第8項の改正については、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1490号）
この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1567号）
- 1 この改正規程は平成26年12月1日から施行する。ただし、第36条の改正規程は平成27年1月1日から施行する。
 - 2 平成27年3月31日までの間における国立大学法人和歌山大学給与規程第12条第2項及び第3項の規定の適用については、第12条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第12条第3項中「「極めて良好」又は「特に良好」とあるのは「「極めて良好」とする。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1639号）

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額（国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第5項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

教職員給与規程

をもって当該俸給の額とする。

- 7 前4項の規定による俸給を支給される教職員に関する給与規程第14条、第30条第5項及び第34条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第 号）附則第3項、第4項又は第5項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	100分の6	100分の5
第22条第2項	30,000円	26,000円

- 9 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転（以下「異動等」という。）に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 10 切替日前に教職員が在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 11 大学院教育学研究科教職開発専攻（以下この項において「教職大学院」という。）設置の日から平成31年3月31日までの間、教職大学院に専任教員として配置される職員（専門職大学院設置基準（平成15年3月31日文科科学省令第16号）附則第2項の適用を受ける者を含む。）に対する第13条第3項の規定の適用については、別表第4中「大学院の研究科 (3)大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） 1」とあるのは「大学院の研究科 (3)大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） 1.5」とする。
- 12 第2項から第11項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）及び関係法令等に準じて実施するものとする。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1663号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1742号）

この改正規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1774号）

この改正規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1826号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1875号）

- 1 この改正規程は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1876号）

この改正規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1945号）

- 1 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「前項第2号」とする。
- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」とする。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1958号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2019号）

- 1 この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2020号）

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日の給与規程第12条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2039号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2074号）

この改正規程は、平成30年7月1日から施行する。

教職員給与規程

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2100号）

- 1 この改正規程は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2101号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2128号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2196号）

- 1 この改正規程は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2199号）

- 1 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する教職員（別に定める教職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1） 改正後の給与規程第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

（2） 旧手当額から改正後の給与規程第20条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）に準じて実施するものとする。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2247号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2312号）

この改正規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2316号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2359号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2425号）

- 1 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項、第2項の改正及び附則第2項については、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（第208回国会）」が成立し、施行される日から施行する。

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第30条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15（特定幹部教職員にあっては、107.5分の15）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（令和4年9月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2474号）

この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2481号）

- 1 この改正規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2482号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2596号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2651号）

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2687号）

- 1 この改正規程は令和5年12月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
2 当分の間、教職員の俸給月額、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第8条から第12条の規定により当該教職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
3 前項の規定は、教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員（但し、国立大学法人和歌山大学教職員の定員等に関する規程第3条第3項に規定する教務職員を除く）及び就業規則第34条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第34条の2に規定する異動日を変更された管理監督職を占める教職員には適用しない。
4 第2項の規定の適用を受ける教職員の俸給の調整額及び義務教育等教員特別手当（以下「対象手当」という。）の月額、当該教職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
5 就業規則第34条の2の規定により管理監督職以外の職への降任等をされた教職員であって、特定日に附則第2項の規定により当該教職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が当該管理監督職以外の職への降任等をされた日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないことと

教職員給与規程

なる教職員には、当分の間、特定日以後、特定日俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 6 前項の規定は、国等の機関、他の国立大学法人等、地方公共団体等又は公立学校等において、本学の管理監督職に相当する職にあった者で、人事交流により引き続き本学の教職員となった者について準用することができる。
- 7 附則第5項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される教職員の受ける特定日俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該教職員の受ける特定日俸給月額」と読み替えて適用する。
- 8 附則第5項の規定による俸給を支給される教職員に対する第30条及び第31条の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と法人和歌山大学規程第2687号附則第5項の規定による俸給の額との合計額」と読み替えて適用する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2713号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2795号）

この改正規程は令和7年3月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2799号）

- 1 この改正規程は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた教職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。
- 3 切替日前に職務の級を異にする異勤をした教職員及びこれに準ずる教職員の新号俸については、その者が切替日において当該異勤等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における給与規程第19条第1項から第3項の規定の適用については、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 給与規程第19条第1項は

「扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるものに対しては、支給しない。」

とする。

（2） 給与規程第19条第2項は

「扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職

員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
- (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

とする。

- (3) 給与規程第19条第3項は

「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円）、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。」

とする。

5 切替日から令和8年3月31日までの間、給与規程第18条第2項第1号に定める割合は、100分の5とする。

6 切替日の前日までに給与規程第18条第3項又は第4項に規定する異動等のあつた教職員については、給与規程第18条第3項を

「第1項に規定する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合（当該異動又は移転の日の前日に勤務していた地域に引き続き6か月を超えて勤務していた場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動等後の支給割合」という。）が異動等の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は同項に定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず当該異動等の日から2年を経過するまでの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。ただし、次の各号に定める期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となる時は、その以下となる日の前日までの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動等前の支給割合による地域手当

ただし、異動等前の支給割合が、異動等後の規定の変更により、異動等の日の前日における異動等前の支給割合を超えた場合は、異動等の日の前日における異動等前の支給割合による。次号において同じ。

- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合の地域手当

とする。

7 給与規程第21条第4項及び第22条第3項の規定は、切替日前に新たに教職員となつた者にも適用する。

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	新号俸	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸		
	3級	4級
77	61	

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸		
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	新号俸	
	3級	4級
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
108	104					
109	105					
110	106					

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
111	107					
112	108					
113	109					

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附 則（令和 8 年 1 月 1 9 日一部改正：法人和歌山大学規程第 2 8 9 9 号）

- 1 この改正規程は令和 8 年 1 月 1 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第 1 4 条の規定の適用については、同条中「1 0 0 分の 1 0」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 7 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 4
令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 5
令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 6
令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 7
令和 1 1 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 8
令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9

附 則（令和 8 年 3 月 2 7 日一部改正：法人和歌山大学規程第 2 9 1 0 号）

この改正規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 一般職俸給表(第8条関係)

イ 一般職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			

43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							

92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 一般職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500

44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	

92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		
137		286,900		

備考 この表は、技能・労務の業務に従事する職員に適用する。

別紙第2 教育職俸給表(第8条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200	580,500
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400	587,500
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900	593,300
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300	598,200
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500	602,100
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200	605,000
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700	607,200
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900	609,200
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500	
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700	
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300	
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600	
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700	
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500	
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200	
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600	
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600	
18	265,200	308,000	381,600	426,700		
19	266,500	310,700	382,800	427,800		
20	267,900	313,300	384,100	428,900		
21	269,200	315,900	385,400	429,900		
22	270,500	318,300	386,600	431,000		
23	271,900	320,700	387,800	432,100		
24	273,200	322,900	388,900	433,200		
25	274,700	325,100	390,000	434,100		
26	276,300	327,100	391,300	435,200		
27	277,900	329,100	392,600	436,200		
28	279,500	331,100	393,900	437,200		
29	281,000	333,100	395,100	438,100		
30	282,700	335,000	396,400	439,200		
31	284,400	336,900	397,700	440,200		
32	286,200	338,800	398,900	441,300		
33	288,000	340,600	400,100	442,300		
34	289,200	342,500	401,300	443,500		
35	290,400	344,400	402,500	444,600		
36	291,500	346,300	403,600	445,800		
37	292,500	348,000	404,600	446,500		
38	293,500	349,200	405,800	447,400		
39	294,500	350,300	406,900	448,300		
40	295,500	351,300	407,900	449,100		
41	296,400	351,800	409,000	449,900		
42	297,500	352,200	410,200	450,800		
43	298,600	352,600	411,300	451,600		
44	299,500	352,900	412,400	452,300		
45	300,400	353,400	413,300	453,000		

46	301,400	353,900	414,300	453,900
47	302,300	354,400	415,300	454,800
48	303,200	354,700	416,200	455,700
49	304,100	355,000	417,400	456,600
50	304,500	355,300	418,700	457,500
51	304,900	355,600	420,100	458,500
52	305,300	355,900	421,400	459,400
53	305,700	356,300	422,200	460,400
54	306,100	356,600	423,200	461,400
55	306,400	357,000	424,200	462,300
56	306,700	357,300	425,300	463,300
57	307,100	357,600	426,200	464,200
58	307,500	358,000	426,900	465,100
59	308,000	358,300	427,700	466,000
60	308,300	358,700	428,400	467,000
61	308,600	359,000	429,100	467,800
62	308,900	359,300	429,900	468,200
63	309,200	359,700	430,700	468,800
64	309,600	360,000	431,300	469,400
65	310,000	360,300	431,900	470,100
66	310,300	360,700	432,400	470,800
67	310,700	361,000	432,800	471,100
68	311,000	361,400	433,200	471,700
69	311,400	361,800	433,500	472,100
70	311,700	362,100	433,800	472,500
71	312,100	362,500	434,100	472,800
72	312,500	362,900	434,500	473,100
73	312,800	363,200	434,800	473,400
74	313,100	363,600	435,100	473,700
75	313,500	364,000	435,500	474,000
76	313,800	364,400	435,900	474,300
77	314,100	364,700	436,200	474,600
78	314,400	365,100	436,500	475,000
79	314,800	365,500	436,900	475,300
80	315,100	366,000	437,200	475,600
81	315,400	366,500	437,500	475,900
82	315,700	367,100	437,900	476,300
83	316,000	367,800	438,200	476,600
84	316,400	368,400	438,500	476,900
85	316,700	369,000	438,800	477,200
86	317,100	369,600	439,100	
87	317,500	370,200	439,300	
88	317,900	370,800	439,600	
89	318,200	371,300	439,900	
90	318,500	371,700	440,200	
91	318,800	372,000	440,400	
92	319,200	372,400	440,700	
93	319,600	372,800	441,000	
94	320,000	373,200	441,300	
95	320,400	373,600	441,600	

96	320,800	374,000	441,900		
97	321,200	374,600	442,200		
98	321,700	375,100	442,500		
99	322,200	375,500	442,800		
100	322,800	376,000	443,100		
101	323,100	376,400	443,400		
102	323,400	376,900	443,700		
103	323,600	377,200	444,000		
104	323,900	377,500	444,300		
105	324,200	378,000	444,500		
106	324,500	378,400			
107	324,800	378,900			
108	325,000	379,400			
109	325,300	379,800			
110	325,600	380,300			
111	325,900	380,700			
112	326,300	381,100			
113	326,600	381,500			
114	326,900	381,900			
115	327,200	382,300			
116	327,500	382,700			
117	327,700	383,100			
118	328,000	383,500			
119	328,400	383,900			
120	328,800	384,300			
121	329,000	384,600			
122	329,300	385,000			
123	329,600	385,400			
124	330,000	385,700			
125	330,200	386,100			
126	330,400	386,600			
127	330,700	387,100			
128	331,000	387,500			
129	331,200	387,900			
130	331,500	388,400			
131	331,900	388,900			
132	332,100	389,400			
133	332,300	389,900			
134	332,600	390,400			
135	332,900	390,900			
136	333,100	391,400			
137	333,300	391,900			
138	333,500	392,400			
139	333,700	392,900			
140	334,000	393,400			
141	334,400	393,900			
142	334,700				
143	335,000				
144	335,300				
145	335,700				

146	336,000				
147	336,200				
148	336,500				
149	336,800				
150	337,100				
151	337,400				
152	337,600				
153	337,900				
154	338,200				
155	338,500				
156	338,800				
157	339,000				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員(1級)に適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	212,900	259,800	389,400	464,700
2	215,300	261,200	390,900	466,500
3	217,600	262,600	392,300	468,300
4	219,900	264,000	393,700	470,100
5	222,100	265,400	395,100	471,800
6	224,400	266,600	396,500	473,500
7	226,600	267,800	398,000	475,400
8	228,800	269,000	399,400	477,200
9	231,000	270,300	400,700	478,900
10	233,200	271,400	402,100	480,500
11	235,400	272,500	403,600	482,100
12	237,600	273,700	405,100	483,600
13	239,800	275,000	406,400	485,100
14	241,900	276,700	407,900	486,400
15	244,000	278,400	409,400	487,800
16	246,100	280,100	410,900	489,100
17	248,200	281,800	412,300	490,300
18	250,000	283,800	413,900	490,900
19	251,700	286,000	415,500	491,500
20	253,400	288,200	417,000	492,200
21	255,100	290,400	418,200	492,800
22	256,400	292,600	419,600	
23	257,700	294,800	421,000	
24	258,900	296,900	422,300	
25	260,100	298,900	423,900	
26	261,300	300,800	425,300	
27	262,500	302,700	426,600	
28	263,700	304,500	428,000	
29	264,800	306,300	429,400	
30	265,800	308,200	430,700	
31	266,900	310,000	432,200	
32	267,900	311,700	433,700	
33	269,000	313,400	435,300	
34	270,100	315,200	436,700	
35	271,300	316,900	438,300	
36	272,600	318,500	439,800	
37	273,800	320,100	441,500	
38	274,900	321,800	443,000	
39	276,100	323,600	444,600	
40	277,200	325,300	446,200	
41	278,500	326,600	447,700	
42	279,500	328,500	449,200	
43	280,500	330,300	450,400	
44	281,400	332,000	451,600	
45	282,000	333,600	452,800	
46	282,800	335,500	454,100	

47	283,600	337,200	455,300
48	284,400	338,900	456,500
49	285,100	340,600	457,600
50	285,900	342,300	458,800
51	286,600	344,000	460,000
52	287,400	345,700	461,200
53	288,200	347,400	462,400
54	289,000	348,700	463,600
55	289,700	350,000	464,800
56	290,500	351,300	466,000
57	291,200	352,800	467,100
58	291,800	354,400	467,700
59	292,600	355,900	468,200
60	293,400	357,500	468,700
61	294,100	358,900	469,200
62	294,700	360,500	
63	295,500	362,100	
64	296,100	363,500	
65	297,100	365,000	
66	297,900	366,600	
67	298,600	368,200	
68	299,300	369,700	
69	299,900	371,200	
70	300,600	372,800	
71	301,300	374,300	
72	302,000	375,800	
73	302,700	377,300	
74	303,400	378,900	
75	304,100	380,500	
76	304,600	382,000	
77	305,200	383,400	
78	305,800	384,800	
79	306,500	386,200	
80	307,100	387,500	
81	307,600	388,800	
82	308,200	390,200	
83	308,900	391,500	
84	309,600	392,800	
85	310,200	393,900	
86	311,000	395,300	
87	311,700	396,600	
88	312,300	397,900	
89	313,000	399,100	
90	313,800	400,400	
91	314,600	401,500	
92	315,400	402,700	
93	315,900	403,900	
94	316,700	405,000	
95	317,500	406,200	
96	318,300	407,400	

97	318,900	408,800
98	319,600	409,800
99	320,400	410,800
100	321,100	411,800
101	321,900	412,700
102	322,700	413,700
103	323,600	414,800
104	324,400	415,900
105	325,000	416,600
106	325,800	417,500
107	326,600	418,400
108	327,400	419,300
109	328,100	420,100
110	328,500	420,900
111	328,800	421,700
112	329,300	422,500
113	329,800	423,100
114	330,200	423,800
115	330,600	424,500
116	331,000	425,200
117	331,500	425,800
118	332,000	426,300
119	332,400	426,600
120	332,900	426,900
121	333,400	427,200
122	333,800	427,500
123	334,200	427,800
124	334,700	428,000
125	335,200	428,200
126	335,500	428,500
127	335,800	428,800
128	336,100	429,000
129	336,300	429,200
130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	
147	340,800	

148	341,100		
149	341,300		
150	341,500		
151	341,800		
152	342,100		
153	342,300		

備考(一) この表は、教育学部附属特別支援学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	212,900	234,000	361,900	448,100
2	215,300	236,400	363,400	449,400
3	217,600	238,800	364,900	450,600
4	219,900	241,300	366,300	451,900
5	222,100	243,700	367,700	453,000
6	224,400	246,100	369,000	454,100
7	226,600	248,500	370,300	455,300
8	228,800	251,000	371,700	456,500
9	231,000	253,400	373,100	457,800
10	233,200	255,000	374,400	459,000
11	235,400	256,600	375,700	460,100
12	237,600	258,200	376,900	461,200
13	239,800	259,800	378,100	462,400
14	241,900	261,200	379,400	463,200
15	244,000	262,600	380,600	464,000
16	246,100	264,000	381,800	464,900
17	248,200	265,400	382,800	465,800
18	250,000	266,600	384,000	466,200
19	251,700	267,800	385,200	466,700
20	253,400	269,000	386,300	467,200
21	255,100	270,300	387,300	467,700
22	256,400	271,400	388,500	
23	257,700	272,500	389,700	
24	258,900	273,700	390,800	
25	260,100	275,000	391,800	
26	261,200	276,700	393,000	
27	262,300	278,400	394,100	
28	263,400	280,100	395,200	
29	264,600	281,800	396,300	
30	265,700	283,800	397,500	
31	266,800	286,000	398,700	
32	267,800	288,200	399,800	
33	268,900	290,400	400,800	
34	269,900	292,600	401,900	
35	270,900	294,800	403,100	
36	272,000	296,900	404,300	
37	273,200	298,900	405,500	
38	274,100	300,800	406,800	
39	275,100	302,700	407,900	
40	276,200	304,500	409,100	
41	277,400	306,300	410,200	
42	278,500	308,200	411,500	
43	279,600	310,000	412,500	
44	280,700	311,700	413,600	
45	281,600	313,400	414,800	
46	282,400	315,200	416,000	
47	283,200	316,900	417,200	

48	284,000	318,500	418,400
49	284,600	320,100	419,500
50	285,400	321,800	420,500
51	286,100	323,600	421,800
52	286,800	325,300	423,000
53	287,600	326,600	424,200
54	288,400	328,500	425,300
55	289,000	330,300	426,400
56	289,700	332,000	427,500
57	290,400	333,600	428,500
58	291,200	335,500	429,700
59	292,000	337,200	430,900
60	292,600	338,900	432,100
61	293,200	340,600	432,700
62	293,900	342,300	433,500
63	294,600	344,000	434,200
64	295,100	345,700	434,700
65	295,800	347,400	435,000
66	296,500	348,700	435,300
67	297,100	350,000	435,700
68	297,700	351,300	436,100
69	298,400	352,800	436,400
70	299,100	354,300	436,800
71	299,700	355,800	437,100
72	300,400	357,300	437,400
73	300,900	358,600	437,700
74	301,500	360,100	438,000
75	302,200	361,600	438,300
76	302,700	363,000	438,600
77	303,300	364,400	438,800
78	303,900	365,900	439,100
79	304,500	367,400	439,400
80	305,100	368,900	439,600
81	305,600	370,200	439,800
82	306,100	371,500	
83	306,700	372,800	
84	307,300	374,000	
85	307,700	375,200	
86	308,100	376,400	
87	308,600	377,500	
88	309,100	378,600	
89	309,500	379,600	
90	310,000	380,700	
91	310,400	381,800	
92	310,900	382,900	
93	311,200	384,000	
94	311,700	385,100	
95	312,200	386,100	
96	312,600	387,200	
97	312,900	388,200	
98	313,300	389,200	

99	313,700	390,100
100	314,100	391,000
101	314,500	391,800
102	314,800	392,800
103	315,100	393,600
104	315,400	394,500
105	315,600	395,300
106	315,900	396,200
107	316,200	397,100
108	316,400	398,000
109	316,600	398,800
110	316,800	399,800
111	317,100	400,700
112	317,400	401,600
113	317,600	402,200
114	317,800	403,100
115	318,000	404,000
116	318,300	404,900
117	318,600	405,700
118	318,800	406,400
119	319,100	407,200
120	319,400	408,000
121	319,600	408,600
122	319,800	409,300
123	320,000	410,000
124	320,300	410,600
125	320,600	411,200
126		411,900
127		412,400
128		413,000
129		413,600
130		414,200
131		414,700
132		415,200
133		415,500
134		415,800
135		416,000
136		416,300
137		416,600
138		416,900
139		417,200
140		417,500
141		417,800
142		418,100
143		418,400
144		418,700
145		418,900
146		419,200
147		419,500
148		419,700
149		419,900

150		420,200	
151		420,500	
152		420,700	
153		420,900	
154		421,200	
155		421,500	
156		421,700	
157		421,900	

備考(一) この表は、教育学部附属小学校又は中学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表(第8条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		

43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		
85	266,700	302,800	340,700	362,000		
86		303,000	341,100	362,300		
87		303,200	341,400	362,600		
88		303,400	341,700	362,900		
89		303,800	342,000	363,300		
90		304,000	342,200	363,600		
91		304,200	342,600	363,800		

92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			
95		305,200	343,700	365,200			
96		305,500	343,900	365,600			
97		305,800	344,100	366,100			
98		306,000	344,400	366,500			
99		306,200	344,700	366,900			
100		306,500	344,900	367,300			
101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				

備考 この表は、教育学部附属小学校又は教育学部附属特別支援学校に勤務する栄養士に適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	

44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		

92	298,700	328,500	364,600	382,400		
93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			
111	306,700	338,100	372,900			
112	307,000	338,400	373,300			
113	307,300	338,700	373,700			
114	307,500	339,100	374,100			
115	307,800	339,400	374,600			
116	308,000	339,700	375,100			
117	308,300	339,900	375,500			
118	308,500	340,200	376,000			
119	308,800	340,500	376,500			
120	309,100	340,700	377,000			
121	309,400	340,900	377,300			
122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				
127	311,000	342,600				
128	311,400	342,800				
129	311,600	343,000				
130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				

140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					

備考 この表は、保健センターに勤務する保健師及び看護師に適用する。

別表第4（第13条関係）

勤務箇所	教 職 員	調 整
大 学 院 の 研 究 科	(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院の研究科の授業を常時担当する者及びこれに準ずるもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち博士課程を担当する者で主任として博士後期課程の学生（4人以上に限る。）に対する研究指導に従事する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち博士課程を担当する者（(1)に掲げる者及び観光学研究科において博士前期課程のみ担当する者を除く。）	2
	(3) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	
特別支援学校	特殊教育に直接従事することを本務とする副校長、教諭、養護教諭及び栄養教諭	2

別表第5（第13条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	11,900円 (別表第2ロの備考（二）に定める教員にあつては、12,200円)
4 級	13,100円

別表第5の2（第13条関係）

イ 教育職俸給表（一）

該当級号俸なし

ロ 教育職俸給表（二）

該当級号俸なし

別表第6（第15条関係）

職名	区分	支給額	備考
事務局長	I種	93,000円	

教職員給与規程

監査室長、課長、参事役	Ⅲ種	60,000円	
評議員、学長補佐	Ⅴ種	55,000円	
副学長、副理事、学系長、事務局次長	Ⅳ種	65,000円	
理事補佐	Ⅶ種	20,000円	
学部長、学環長	Ⅱ種	90,000円	
副学部長、副学環長	Ⅴ種	55,000円	
学部長補佐	Ⅵ種	40,000円	
専攻長	Ⅵ種	40,000円	教育学研究科教職開発専攻及び観光学研究科観光地域マネジメント専攻長に限る。
学科長	Ⅵ種	40,000円	
基幹及び機構の附属機関の長	Ⅶ種	20,000円	
機構に置く教職連携組織の長	Ⅶ種	20,000円	教育機構に置く教養教育部門長に限る。
	Ⅷ種	10,000円	教育機構に置くデータ・インテリジェンス教育研究部門及びキャリア教育・支援部門の長に限る。
機構の附属機関に置く附属組織の長	Ⅶ種	20,000円	教育機構学術情報センターに置く図書館の図書館長に限る。
運営支援組織の長	Ⅷ種	10,000円	
附属学校長	Ⅳ種	65,000円	
小学校及び中学校副校長	Ⅲ種	65,000円	3級の者については、64,000円
特別支援学校副校長	Ⅳ種	56,000円	3級の者については、54,000円
特別支援学校主事	Ⅵ種	33,000円	

別表第7（第16条関係）

期間の区分		手当の額
	1年未満	52,100円
1年以上	2年未満	52,100
2年以上	3年未満	52,100
3年以上	4年未満	52,100
4年以上	5年未満	52,100
5年以上	6年未満	52,100
6年以上	7年未満	50,300
7年以上	8年未満	48,500
8年以上	9年未満	46,700
9年以上	10年未満	44,900
10年以上	11年未満	43,100
11年以上	12年未満	41,300
12年以上	13年未満	39,500
13年以上	14年未満	37,700
14年以上	15年未満	36,300

15年以上	16年未満	34,900
16年以上	17年未満	33,500
17年以上	18年未満	32,100
18年以上	19年未満	30,700
19年以上	20年未満	29,300
20年以上	21年未満	27,900
21年以上	22年未満	27,300
22年以上	23年未満	26,700
23年以上	24年未満	25,700
24年以上	25年未満	25,100
25年以上	26年未満	24,500
26年以上	27年未満	23,900
27年以上	28年未満	23,300
28年以上	29年未満	22,500
29年以上	30年未満	22,200
30年以上	31年未満	21,800
31年以上	32年未満	21,200
32年以上	33年未満	20,300
33年以上	34年未満	19,400
34年以上	35年未満	18,700

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日の以後の期間を示す。

別表第8（第17条関係）

教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の級 号棒	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1～4	5,000	6,300	14,400	18,700
5～8	5,200	6,600	14,800	19,000
9～12	5,400	7,000	15,100	19,400
13～16	5,600	7,300	15,500	19,600
17～20	5,900	7,600	15,900	19,900
21	6,200	7,900	16,300	20,200
22～24	6,200	7,900	16,300	
25～28	6,500	8,300	16,700	
29～32	6,800	8,900	17,100	
33～36	7,100	9,300	17,400	
37～40	7,400	9,700	17,700	
41～44	7,700	10,500	18,000	
45～48	8,000	10,900	18,300	
49～52	8,300	11,300	18,500	
53～56	8,600	12,100	18,700	
57～60	8,800	12,500	18,900	
61	9,100	12,900	19,100	
62～64	9,100	12,900		

教職員給与規程

65～68	9,400	13,300		
69～72	9,700	13,700		
73～76	9,900	14,000		
77～80	10,200	14,400		
81～84	10,400	14,700		
85～88	10,600	15,000		
89～92	10,800	15,400		
93～96	11,000	15,700		
97～100	11,200	16,000		
101～104	11,400	16,300		
105～108	11,500	16,500		
109～112	11,600	16,800		
113～116	11,700	17,000		
117～120	11,900	17,200		
121～124	12,000	17,400		
125～128	12,100	17,600		
129～132	12,300	17,700		
133～136	12,400	17,800		
137～140	12,500	17,900		
141～144	12,600	17,900		
145	12,800	17,900		
146～148	12,800			
149～152	12,900			
153	13,000			

教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の級 号棒	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1～4	5,000	5,400	12,400	18,700
5～8	5,200	5,700	12,800	19,900
9～12	5,400	6,000	13,200	19,400
13～16	5,600	6,300	13,600	19,600
17～20	5,900	6,600	14,000	19,900
21	6,200	7,000	14,400	20,200
22～24	6,200	7,000	14,400	
25～28	6,500	7,300	14,480	
29～32	6,800	7,600	15,100	
33～36	7,100	7,900	15,500	
37～40	7,400	8,300	15,900	

41～44	7,700	8,900	16,300	
45～48	8,000	9,300	16,700	
49～52	8,300	9,700	17,100	
53～56	8,600	10,500	17,400	
57～60	8,800	10,900	17,700	
61～64	9,100	11,300	18,000	
65～68	9,400	12,100	18,300	
69～72	9,700	12,500	18,500	
73～76	9,900	12,900	18,700	
77～80	10,200	13,300	18,900	
81	10,400	13,700	19,100	
82～84	10,400	13,700		
85～88	10,600	14,000		
89～92	10,800	14,400		
93～96	11,000	14,700		
97～100	11,200	15,000		
101～104	11,400	15,400		
105～108	11,500	15,700		
109～112	11,600	16,000		
113～116	11,700	16,300		
117～120	11,900	16,500		
121～124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126～128		17,000		
129～132		17,200		
133～136		17,400		
137～140		17,600		
141～144		17,700		
145～148		17,800		
149～157		17,900		

別表第8の2（第26条の2関係）

イ 学部及び学環の一般選抜入学試験（前期日程・後期日程）

業務の区分	手当の額
科目等主任	10,000円／期
科目等主任（学部等共通科目の担当に限る）	20,000円／期
学力検査問題作成委員	35,000円／期
学力検査問題作成委員（学部等共通科目の担当に限る）	50,000円／期
面接委員	10,000円／期

教職員給与規程

実技検査委員	10,000円/期
採点委員	3,000円/時間

ロ 学部及び学環の特別選抜入学試験（学校推薦型、帰国子女、社会人、私費外国人、第3年次編入学〔一般、推薦〕、総合型）

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円/選抜
筆記試験問題作成者	10,000円/選抜
面接委員	5,000円/選抜

ハ 大学院入学試験

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円/選抜
筆記（実技）試験問題作成者	10,000円/選抜
面接委員	7,000円/選抜

ニ 再入学試験、転入学試験、編入学試験（ロに掲げる第3年次編入学〔一般、推薦〕を除く）

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円/選抜
筆記試験問題作成者	10,000円/選抜
面接委員	5,000円/選抜

備考（一） イ～ハの入学試験について、2次募集等を行った場合には、その都度支給する。

（二） ロ～ニの入学試験について、同一日において複数の選抜の同一業務を行う場合には、一選抜として支給する。

（三） 一選抜内において、2次選考等の複数の選考を行った場合には、その選考毎に支給する。

別表第9（第29条関係）

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）	
管理教職員	I種適用者	10,000円	(15,000円)
	II種適用者	8,500円	(12,750円)
	III種適用者	7,000円	(10,500円)
	IV種、V種及びVI種適用者	6,000円	(9,000円)
	VII種適用者	4,000円	(6,000円)

別表第9の2（第29条関係）

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）	
管理教職員	I種適用者	5,000円	(7,500円)
	II種適用者	4,300円	(6,450円)
	III種適用者	3,500円	(5,250円)
	IV種、V種及びVI種適用者	3,000円	(4,500円)

	Ⅶ種適用者	2,000円	(3,000円)
--	-------	--------	----------

別表第10 (第30条関係)

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上 6か月未満	100分の80
3か月以上 5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

別表第11 (第30条関係)

俸給表	職務の級		加算割合
一般職俸給表 (一)	8級以上		100分の20
	6級・7級		100分の15
	4級・5級		100分の10
	3級		100分の5
一般職俸給表 (二)	5級		100分の10
	4級		100分の5
	3級(自動車運転手)	在級1年以上かつ経験年数20年(免許取得後)以上の者	
3級(調理師)	在級1年以上かつ経験年数25年(中学卒)以上の者		
教育職俸給表 (一)	5級	学長が、特に必要と認める者	100分の20
		上記以外の者	100分の15
	4級	学長が、特に必要と認める者	
		上記以外の者	
	3級		100分の5
	2級	33号俸以上の者	
1級	93号俸以上の者		
教育職俸給表 (二)	4級		100分の15
	3級		100分の10
	2級	121号俸以上の者	
49号俸以上の者		100分の5	
教育職俸給表 (三)	4級		100分の15
	3級		100分の10
	2級	133号俸以上の者	
		61号俸以上の者	
医療職俸給表 (一)	6級以上		100分の15
	5級		100分の10
	4級・3級		100分の5
	2級	57号俸以上の者	
医療職俸給表	6級以上		100分の15

教職員給与規程

(二)	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
	2級	65号俸以上の者	

別表第12（第30条関係）

俸給表	管理職手当の支給区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表 (一)	I種	7級以上	100分の15
	II種	7級以上	100分の10
教育職俸給表 (一)	I種	5級以上	100分の15
	II種	5級以上	100分の10

別表第13（第31条関係）

勤務期間		期間率
6か月		100分の100
5か月15日以上	6か月未満	100分の95
5か月以上	5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上	5か月未満	100分の80
4か月以上	4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上	4か月未満	100分の60
3か月以上	3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上	3か月未満	100分の40
2か月以上	2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上	2か月未満	100分の20
1か月以上	1か月15日未満	100分の15
15日以上	1か月未満	100分の10
15日未満		100分の5
零		零